

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部地域経済局中小企業課

(電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
1	卸売市場法	第13条の5	中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可	設定	14日	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
2	卸売市場法	第55条 第56条 第57条	地方卸売市場の開設の許可	設定	14日	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
3	卸売市場法	第58条 第59条	地方卸売市場における卸売業務の許可	設定	14日	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
4	卸売市場法	第60条	地方卸売市場の廃止の許可	未設定ハ	14日	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
5	卸売市場法	第64条	業務規程変更の承認	設定	4日	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
6	北海道地方卸売市場条例	第6条の2 第1項	地方卸売市場の営業に係る譲渡譲受の認可	設定	14日	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
7	北海道地方卸売市場条例	第6条の2 第2項	地方卸売市場に係る合併又は分割の認可	設定	14日	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
8	小売商業調整特別措置法	第3条 第1項	小売市場(貸付、譲渡)の許可	設定	14日 (2日)	申請先：石狩・上川(総合)振興局商工労働観光課
9	小売商業調整特別措置法	第7条 第1項	小売市場の変更の許可	設定	14日 (2日)	申請先：石狩・上川(総合)振興局商工労働観光課
10	商店街振興組合法	第36条 第1項	商店街振興組合連合会の設立認可	設定	15日	
11	商店街振興組合法	第55条 第5項	商店街振興組合連合会の組合員による役員改選総会招集の承認	未設定イ	6日	
12	商店街振興組合法	第59条	商店街振興組合連合会の組合員による総会招集の承認	未設定イ	6日	
13	商店街振興組合法	第62条 第2項	商店街振興組合連合会の定款変更の認可	設定	6日	
14	商店街振興組合法	第73条 第3項	商店街振興組合連合会の組合合併の認可	設定	15日	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部地域経済局中小企業課

(電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経日数)	備考
15	中小小売商業振興法	第4条第1項	商店街整備計画の認定	設定	20日(5日)	申請先：各(総合)振興局 商工労働観光
16	中小小売商業振興法	第4条第2項	店舗等集団化計画の認定	設定	20日(5日)	申請先：各(総合)振興局 商工労働観光
17	中小小売商業振興法	第4条第3項	共同店舗等整備計画の認定	設定	20日(5日)	申請先：各(総合)振興局 商工労働観光
18	中小小売商業振興法	第4条第6項	商店街整備等支援計画の認定	設定	20日(5日)	申請先：各(総合)振興局 商工労働観光
19	中小小売商業振興法施行令	第9条第1項	認定計画の変更の認定	設定	20日(5日)	申請先：各(総合)振興局 商工労働観光
20	信用保証協会法	第33条	業務方法書の変更の認可	設定	1月	
21	中小企業等協同組合法	第9条の2第7項	特定共済組合等が他の事業を行うことの承認	未設定口	未設定	北海道中小企業団体中央会、振興局
22	中小企業等協同組合法	第9条の2の2第2項	団体協約のあつせん又は調停	設定	(本庁所管分)60日(10日) (振興局所管分)65日(15日)	北海道中小企業団体中央会、振興局 北海道中小企業団体中央会、本庁
23	中小企業等協同組合法	第9条の2の3第1項	組合員以外の者の事業の利用の特例の認可(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	設定	(本庁所管分)27日(10日) (振興局所管分)27日(5日)	北海道中小企業団体中央会、振興局 北海道中小企業団体中央会
24	中小企業等協同組合法	第9条の6の2第1項	事業協同組合の共済規程の認可(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	未設定口	未設定	北海道中小企業団体中央会、振興局

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)
変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部地域経済局中小企業課

(電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
25	中小企業等協同組合法	第9条の6の2第4項	事業協同組合の共済規程の変更及び廃止の認可	未設定口	未設定	北海道中小企業団体中央会、振興局
26	中小企業等協同組合法	第27条の2第1項	事業協同組合等の設立の認可	設定	(本庁所管分) 27日(10日) (振興局所管分) 22日(5日)	北海道中小企業団体中央会、振興局 北海道中小企業団体中央会
27	中小企業等協同組合法	第48条	組合員による臨時総会招集の承認	設定	(本庁所管分) 24日(10日) (振興局所管分) 19日(5日)	北海道中小企業団体中央会、振興局 北海道中小企業団体中央会、本庁
28	中小企業等協同組合法	第51条第2項	事業協同組合等の定款変更の認可	設定	(本庁所管分) 27日(10日) (振興局所管分) 22日(5日)	北海道中小企業団体中央会、振興局 北海道中小企業団体中央会
29	中小企業等協同組合法	第57条の2	火災共済協同組合等の火災共済規程の変更の認可	設定	54日(10日)	北海道中小企業団体中央会、振興局
30	中小企業等協同組合法	第57条の5	共済事業を行う組合等の余裕金の運用の認可	未設定口	未設定	北海道中小企業団体中央会、振興局
31	中小企業等協同組合法	第62条第4項	火災共済協同組合等の解散決議の認可	未設定ハ	54日(10日)	北海道中小企業団体中央会、振興局
32	中小企業等協同組合法	第66条第1項	事業協同組合等の合併認可	設定	(本庁所管分) 27日(10日) (振興局所管分) 22日(5日)	北海道中小企業団体中央会、振興局 北海道中小企業団体中央会
33	中小企業等協同組合法	第82条の2	中小企業団体中央会の認可	未設定ハ	30日(10日)	振興局
34	中小企業等協同組合法	規則第169条第2項	説明書類の縦覧開始の延期の承認	未設定口	未設定	
35	中小企業等協同組合法	規則第187条第3項	決算関係書類の提出延期の承認	未設定口	未設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定め尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部地域経済局中小企業課

(電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経日数)	備考
36	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の7第2項	協業組合の事業転換の認可	設定	22日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
37	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の17第1項	協業組合の設立認可	設定	22日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
38	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第3項	協業組合の組合員による臨時総会の招集承認	設定	22日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
39	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第3項	協業組合の定款の変更の認可	設定	22日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
40	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第3項	協業組合の余裕金運用の認可	未設定 ロ	未設定	北海道中小企業団体中央会
41	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第4項	協業組合の合併の認可	設定	22日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
42	中小企業団体の組織に関する法律	第9条	商工組合の特別の地区の承認	設定	33日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
43	中小企業団体の組織に関する法律	第17条の2第1項	商工組合員以外の者の事業利用の特例の認可	設定	33日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
44	中小企業団体の組織に関する法律	第33条	商工組合連合会の組合員以外の者の事業利用の特例の認可	設定	33日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
45	中小企業団体の組織に関する法律	第42条第1項	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	設定	33日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
46	中小企業団体の組織に関する法律	第47条第2項	商工組合及び商工組合連合会の定款変更の認可	設定	33日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
47	中小企業団体の組織に関する法律	第47条第2項	商工組合及び商工組合連合会の組合員による臨時総会招集の承認	設定	33日 (5日)	北海道中小企業団体中央会
48	中小企業団体の組織に関する法律	第47条第2項	商工組合の余裕金運用の認可	未設定 ロ	未設定	北海道中小企業団体中央会

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部地域経済局中小企業課

(電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
49	中小企業団体の組織に関する法律	第47条第3項	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	設定	33日(5日)	北海道中小企業団体中央会
50	中小企業団体の組織に関する法律	第95条第4項	事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可	設定	23日(5日)	北海道中小企業団体中央会
51	中小企業団体の組織に関する法律	第96条第5項	商工組合から事業協同組合への組織変更の認可	設定	23日(5日)	北海道中小企業団体中央会
52	中小企業団体の組織に関する法律	第97条第2項	事業協同組合から商工組合への組織変更の認可	設定	33日(5日)	北海道中小企業団体中央会

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部地域経済局中小企業課

(電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
53	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	第12条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定	設定	2月	
54	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第12条第13項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第13項の規定による確認(施行規則等の一部を改正する省令(平成25年経済産業省令第35号)附則第2条第3号の規定による改正前のもの:旧制度が適用されている者)	設定	2月	
55	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第12条第14項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の規定による確認	設定	2月	
56	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定による確認	設定	2月	
57	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条の2第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第1項の規定による確認	設定	2月	
58	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第16条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1項の規定による確認	設定	2月	
59	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第17条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項の規定による変更の確認	設定	1月	
60	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第17条第2項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第2項の規定による変更の確認	設定	1月	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考 考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部地域経済局中小企業課

(電話011-231-4111 (内線26-222))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
61	商工会法	第44条第2項	商工会の定款変更の認可(商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたる場合)	設定	24日	
62	商工会法	第55条の15	商工会連合会の設立の認可	設定	50日	
63	商工会法	第58条第4項	商工会連合会の会員による総会召集の承認	設定	7日	
64	商工会法	第58条第4項	商工会連合会の定款変更の認可	設定	24日	
65	商工会法	第58条第6項	商工会連合会の財産処分方法の認可	設定	7日	
66	商工会法	第58条第6項	商工会連合会の財産処分方法の認可(議決が不可能な場合)	設定	15日	
67	商工会議所法	第7条第2項	特定商工業者の該当基準の引上げの許可	未設定 ロ	未設定	
68	商工会議所法	第10条第2項	法定台帳の作成期間の延長	未設定 ロ	未設定	
69	商工会議所法	第12条第1項	特定商工業者に対する負担金の賦課の許可	設定	15日	
70	商工会議所法	第46条第2項	定款変更の認可	設定	20日 <50日>	<>内は市町村区域に係るもの
71	商工会議所法	第60条第2項	商工会議所の解散の認可	未設定 ロ	未設定	
72	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	①法第5条第1項、第2項、第3項 ②法第6条第1項	①事業継続力強化支援計画の認定 ②事業継続力強化支援計画の変更認定	設定	未設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考

～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。